

積極的発熱患者受入保険薬局指定事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の感染が発生する中、季節性インフルエンザの流行期における多数の発熱患者の発生を想定して、積極的に発熱患者を受入れる県内の保険薬局（以下「積極的発熱患者受入保険薬局」という。）に対して、県が指定を行い医療機関等に周知することにより、インフルエンザ等の感染拡大の防止を図ることを目的とする。

(指定要件)

第2条 県が指定する積極的発熱患者受入保険薬局の条件は、次に掲げる事項をすべて満たす保険薬局とする。

- (1) 医療機関と連携し、発熱患者等の調剤を積極的に受け入れる体制が整備されている。
 - (2) 開局時間中に2名以上薬剤師が勤務し、発熱患者対応中であっても、他の患者にも対応することができる。
 - (3) 発熱患者と発熱していない患者等との導線を分ける、個室（隔離室）や屋外仮設テント等専用スペースが確保されている、ドライブスルーや駐車場で対応する等、十分な感染対策を講じている。
 - (4) 薬局の従業員に対する感染対策を講じている。
 - (5) 24時間又は時間外の処方箋応需、若しくは夜間・休日の地域輪番・当番制に参加し、薬局の開局時間外であっても発熱患者への対応が可能である。
- 2 積極的発熱患者受入保険薬局の指定を受けようとする薬局は、別記様式第1号による「積極的発熱患者受入保険薬局」指定に関する調査表（以下「調査表」という。）を県が別に定める日までに一般社団法人栃木県薬剤師会を通じて、県に提出するものとする。

(指定方法)

第3条 県は、前条に定める調査表が提出されたときは、審査を行い、適正と認められた場合は、別記様式第2号により、積極的発熱患者受入保険薬局の指定を行うものとする。

(医療機関等への周知等)

第4条 県は、前条の規定により指定した薬局について、県内医療機関に対して周知するものとする。

(指定解除)

- 第5条 積極的発熱患者受入保険薬局の指定解除を受けようとする者は、別記様式第3号により、指定解除申出書を県に提出するものとする。
- 2 県は、前項に定める指定解除申出書が提出されたときは、審査を行い、別記様式第4号により、指定解除を通知する。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、積極的発熱患者受入保険薬局の指定要件を満たしていないなどにより、当該指定を継続しがたいと判断した場合、県は指定を解除することができる。

(その他)

第6条 特別の事情により、第3条から前条までに定める手続きによることができない場合は、あらかじめ県の承認を受けてその定めるところによる。

附 則

この要領は、令和2(2020)年11月25日から適用する。